

国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程検討会議のための 意見書

2010年（平成22年）5月31日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

国際刑事裁判所（以下「ICC」という。）ローマ規程検討会議における業績評価（Stocktaking）の討論に関し、検討会議に参加した各国政府及びICCに対し、日本弁護士連合会は、以下のとおり所見を表明する。

1 ICCの普遍性の議題に関する所見

ICCは、「国際的な関心事である最も重大な犯罪を行った者」に対して管轄権を行使する裁判所であり¹、その成功のためには、世界の全地域からの参加を実現しなければならない。しかし、アジア地域をはじめ、まだ加入・批准が必ずしも十分でない地域があるので、そのような地域の諸国のローマ規程への加入を促進するために、ICC及び締約国会議は、各国の弁護士会や法律家団体に働きかけ、ローマ規程及びICCの活動に対する理解を促進するための措置をとるべきである。

2 学んだ教訓の議題に関する所見

公正な裁判や迅速な刑事手続は、国際的に承認された人権であり、刑事手続の正統性の核である。ICC裁判所長会議は、公正な裁判や迅速な刑事手続に関連して存在する諸問題の改善のために、司法の独立を害しない形で、ICCの各機関、刑事弁護人及び被害者の法的代理人の各代表が、建設的な対話を行う場を設けるべきである。

意見の理由

1 ICCの普遍性の議題に関する所見について

ICCを強化するために、より多くの国々がローマ規程の当事国となるべきであるが²、実際には、アジア地域をはじめとして、不十分な当事国しか存在しない地域が存在する。それらの不十分にしか代表されていない地域の諸国のローマ規程への加入を促進するためには、それぞれの国の弁護士会や法律

¹ 国際刑事裁判所に関するローマ規程第1条

² ‘Strengthening the International Criminal Court and the Assembly of States Parties,’ ICC-ASP/8/Res.3, paras. 1 and 2.

家団体におけるローマ規程及びI C Cの活動に対する理解が促進されるべきである。

日本弁護士連合会は、早くから日本政府に対しローマ規程への加入を求め、また、会員の弁護士に対し、I C Cについて理解を深めるように啓発活動を行ってきた。その中で、日本弁護士連合会は、2007年5月18日、19日に東京において、「国際刑事法セミナー」を開催した。このセミナーには、日本の弁護士のみならず、30カ国以上の法律家や研究者が参加した。I C Cからは、ソン・サンヒュン判事をはじめとして、書記局、被疑者・被告人公設代理人事務所（O P C D）及び被害者公設代理人事務所（O P C V）が出席し貢献した。日本国内でも、元法務大臣を含む政府関係者に加え、多くの議員や外国大使館関係者が出席した。このセミナーにおいては、I C Cの法と実務、とりわけ武器対等原則と被害者の権利が、アジア各国の国内刑事実務との比較という観点から議論された。セミナーの記録は、日本弁護士連合会編「国際刑事裁判所の扉をあける」と題する本となって出版された。このセミナーは、アジア地域の法律家や研究者がI C Cの目的と活動を理解する大きな役割を果たしただけでなく、このセミナーの直後になされた2007年10月の日本のローマ規程への加入において、重要な役割を果たした。

ローマ規程への批准・加入と並んで、I C Cで働くスタッフや登録弁護士について、地域的な均衡を実現することは、I C Cのもう一つの重要な課題である³。

この課題を解決するためには、不十分にしか代表されていない地域の諸国の弁護士会や法律家団体による関与が奨励されるべきである。手続及び証拠規則の下でI C Cの書記局は、法律扶助、法的訓練及び行為規範について独立の弁護士会や法律家団体の協力を得ることとされているが、I C C及び締約国会議は、国家の批准・加入の促進、I C Cの業務における代表についても、弁護士会や法律家団体と協力することが重要である。そのために、I C C及び締約国会議は、各国の弁護士会や法律家団体のローマ規程及びI C Cの活動に対する理解を促進するための措置をとるべきである。

2 学んだ教訓の議題に関する所見

I C Cは、現在までに国際的な刑事司法を定着させるために着実な実務を重

³ ICC-ASP/8/Res.3, 11th para. of the Preamble and para. 20. Statement by Sang-Hyun Song, President of the ICC at the 8th ASP, 18.11.2009.

ねてきた反面で、少なからぬ問題に直面してきた。例えば、ICCで最初に開始されたルバンガ事件における遅延、検察側と弁護人の武器対等原則を実現するための弁護人支援の制度や法律扶助予算が十分ではないこと、被告人の権利及び公正かつ公平な公判を害さない形で被害者の諸権利の実施が引き続き課題として残っていることなどが挙げられる。

これらの問題は、一面では、個別の事件において当事者や参加者が主張を尽くした上で、個別の判決や決定でその解決が示されるべきではあるが、ICCに関わる法律家の共通の課題として、問題点に対する理解が共有されるべき側面もある。そして、共有された問題に対する当事者や参加者の代表による一般的な建設的な討論は、問題に対する当事者や参加者の関心や懸念を相互に理解し、問題を解決するための方向性を模索することにつながる。このような対話の機会を、ICCの適正な運営に責任を持つ裁判所長会議は、それぞれの司法の独立を害するべきではないことを考慮に入れながら、提供すべきである⁴。

以 上

⁴ 国際刑事裁判所に関するローマ規程第38条3項(a)。同項にいう「裁判所の適正な運営」から検察局は除外されており、また弁護人や被害者の法的代理人は、その活動の独立が保障されなければならない。しかし、ICCが直面する課題の解決は、ICCに関わる者の全体に関わっている。